

2023年09月22日

# 意見陳述書 4

原告ら訴訟代理人

弁護士 寺山 倫代

## 1. 原審の事実認定及びその理由

原審は、生命、身体及び健康の安全の保障及びこれらが具体的な危険にさらされない権利は、憲法13条の人格権として保障されることは認めたものの、憲法が集団的自衛権を容認する旨の閣議決定とその後の平和安全法制2法（以下「新安保法制」という。）の立法だけでは、直接的個別具体的に国民の上述の人格権を侵害しない旨を判示した。

すなわち、原審は、控訴人らが主張した人格権侵害について、「本件各行為によって、原告らの生命、身体及び健康が侵害される現実的具体的な危険が生じている（そのような危険にさらされている。）とは認められない」「そのような恐怖や不安等は、現実的具体的な危険性に基づくものとはいえず、・・・法的保護に値するものとまでは認められない」という理由付けをもって、人格権侵害を否定した。

## 2. 生命権に関する具体的権利侵害の判断基準について

(1) 生命権については、生命権に対する危険が現に発生していなくとも、危険の発生が予測される場合に平穏生活権侵害が認められる余地があることは、暴力団事務所使用差止事件でも認められているところである。現実には危険が発生している場合だけでなく、将来危険が発生するおそ

れのある場合とも人格権の保障の対象としているのだから、将来の予測をもって判断するものであることは文理上明らかである。このように、生命権に対する危険が現実化していなくとも、危険の発生が予測される場合には、平穩生活権侵害が認められてしかるべきである。

(2) 青井未帆教授は、憲法9条は、戦争による人権侵害が具体的に発生する手前の段階で、人権侵害が生じることを防ぐための手段として、いわば防火壁としての役割を持つために設けられたものであると指摘する。すなわち、憲法9条は、実際に具体的な権利利益侵害が生じる手前で侵害を防止する役割を持っているのである。

にもかかわらず、裁判所が、具体的な権利利益侵害が生じていないからという理由で控訴人らの請求を棄却するならば、憲法9条の制度目的ないし趣旨が没却されるものであり、裁判所自身が憲法9条を空文化するに等しく、人権の保障という司法の果たすべき役割を放棄しているに等しい。

また原審のように、我が国が戦争に巻き込まれる危険が切迫しているかどうかの判断において、戦争に巻き込まれる可能性や危険性に関する具体的な事実関係から認定しようとするならば、もはや国民は、我が国が戦争状態に突入し、武力攻撃やテロリズムの対象となった後でなければ、生命権侵害の恐怖・不安を感じるべき現実的具体的な危険が生じているとは認められないという帰結となるが、それでは、裁判所は、国家による国民に対する最大の人権侵害である戦争の発生に対して、何ら抑制をかけることができないこととなり、三権分立は崩壊する。

### 3. その他の人格権について

(1) 控訴人らは、志田証言、同意見書をもとに人格権を7類型に分けて、控訴人10名について具体的にその侵害の有無について検討し、控訴人らに生じている具体的人格権侵害について主張・立証した。

志田教授が整理した、人格権の7類型とは

- ①生命、身体、健康にかかわる侵害またはその危険にさらされない権利（生命権）
- ②生命、身体、健康にかかわる恐怖、不安から免れる権利
- ③平穏な生活を妨害・破壊されない権利（平穏生活権）
- ④内面における生活（内心の静謐）を妨害・破壊されない権利
- ⑤自律的な生き方を妨害されない権利
- ⑥自己情報にかかわる人格権（名誉権、プライバシー権、肖像権など）
- ⑦期待権（正当な手続きが守られることへの信頼保護）

である。

この点①についての判断が誤りであることは前述した。

## （2）類型②について

控訴人らが生命、身体、健康にかかわる恐怖や不安を抱いている点（②）について、原審は、現実的具体的な危険性に基づくものではない、法的保護に値しないと人格権侵害を否定した。

しかし、新安保法制法が成立するまで、集団的自衛権は憲法上認められないという強固な解釈が採用されていた。憲法上その行使が絶対的に禁止され、絶対に危険の発生はないとされていたことが、突如として、憲法改正手続きを一切経ずして、内閣及び国会という政府機関の手によって憲法違反ではあるが、違憲判決が出て撤廃されるまでは存在するという法制度が現実化されたのである。国民にとって、この違憲行為は、まさに予測不可能な青天霹靂ともいべきものであり、国民の受けた上記分類②の生命、身体、健康にかかわる恐怖、不安は凶りしれないというべきである。

## （3）類型③④について

原審は、類型③の平穏生活権と④の内面における生活を妨害・破壊されない権利についても、

具体的な危険性に基づくものとはいえず、法的保護に値しないとほぼ結論のみを述べて一蹴する。

しかし、新安保法制の立法・施行によって、憲法上禁止されている集団的自衛権行使が、突然、憲法改正手続きなく突然に法制度化されたことは、一見明らかに憲法違反であって、長年広く国民が有してきた上記分類②の生命、身体、健康にかかわる恐怖、不安から免れる権利、とりわけ集団的自衛権の行使による戦争被害等は絶対に禁止されるという安心感を根底から侵害したことから、その違法性は極め高く悪質である。

したがって、上記分類③④の侵害も優に認められる。

#### (4) 類型⑤について

上記分類⑤の自律的生き方を不当に妨害されない権利は、分類③及び④の理論的前提として、各人が自己を自分自身で律する生き方を妨害されない権利をいう。

上記分類③や④の侵害を受けている者は、同⑤の侵害もを受けていることになる。とりわけ、原審で証言した宗教家である控訴人宮本の宗教上の人格権は、憲法20条の信教の自由によってとくに保護されるべきものである。これまで行ってきた宗教実践が、国のとった政策とあまりにも相いれないものとなったため、宗教実践を妨げられ、困惑している、という部分は、仮に上記分類④の心痛が認められなかったとしても客観的に、自律的な実践が妨げられているというべきである。

#### (5) 類型⑦について

類型⑦にいう期待権とは、一定の事実が発生すれば一定の法律的利益を享受するという期待を内容とする権利である。

本件のような一見明白に違憲の立法に際しては、憲法改憲手続きを経ることは必至であり、控訴人らは、その際には自ら賛成であれ、反対であれ、運動する権利を有し、最終的には国民投票において自らの意思表示を行いうる期待を有していたことは明らかである。すなわち、一見して明

白な憲法違反の立法の必要性が叫ばれたとしても、その実現には厳格な改憲手続きが必要であつて、その手続きに参加できる権利を有しているのである。そしてその権利を享受しうるという期待は法的保護に値する。

原審で控訴人伊原及び控訴人柚木は、憲法改正手続きを経ずに新安保法制法が成立したことについてその期待が奪われたことによる、憤りや無力感、挫折感などの精神的苦痛を感じたことを証言した。

この挫折感、無力感は、被害というべきである。

#### 4. 原審による裁判所としてあるまじき事実認定

以上のとおり、控訴人らにおいて具体的権利侵害は優に認められるものであるが、原審は、以下のように、何らの証拠に基づくことなく、人権侵害の有無を判断する上でおよそ無関係な事実を適示して、人格権侵害を否定する理由の一つにしているようである。

すなわち、原審は、「超大国である米国は台湾問題や朝鮮半島問題などを含む世界各地で生じている様々な国際的な紛争ないし問題に関与している状況にあるものの、当然ながら米国も武力衝突や戦争を回避する外交努力を尽くすと考えられるし、将来において米国が戦争に突入することがあり得ないではないとしても、我が国の時の政権が米国の要請に当然に応じて原告ら主張の集団的自衛権の発動として何らかの措置を採るかどうかも不透明であるし、仮に我が国が自衛権の発動として何らかの措置を採ったとしても、それ故に当然に我が国が他国からの武力攻撃やテロリズムの対象となるとはいえない」と判示する。

この判示は、まずそのような米国や我が国の行動の予想について、証拠に依拠せず裁判所の独自の見解を判示した点で、証拠裁判主義に明確に反している。本件は新安保法制制定によって、国民の人格権などが侵害された点を争っているのであるから、人格権侵害が認められれば違憲立法によって人権が侵害されたと評価できるのである。安保法成立以降、国民の生命・健康・財産

などが現実に侵害されないように日本や米国その他の国が努力するかどうかという政策の問題とは全く次元を異にすることを裁判所は理解していないことを指摘しておく。

以上